

登園許可の意見書（医師記入）

アルベロ保育園長 殿

児童氏名(_____)

(病名) (該当疾患に✓をおねがいします)

	麻疹(はしか)※
	インフルエンザ※
	新型コロナウイルス感染症※
	風しん(三日はしか)
	水痘(水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜炎(プール熱)※
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111 等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

_____ 年 月 日から登園可能と判断します。

_____ 年 月 日

医療機関名(_____)

医 師 名(_____)

※は、必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

・かかりつけ医の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

・保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出して下さい。

＜医師が意見書を記入することが考えられる感染症＞病児保育利用不可

感染症	感染しやすい期間	登園許可の目安
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	乳幼児は発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
風疹（三日はしか）	発疹出現の 7 日前から 7 日後くらい	発疹が消失していること
水痘（水ぼうそう）	発疹出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ、ムンプス）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	－	医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日を経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は 5 日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	－	医師により感染のおそれがないと認められていること
急性出血性結膜炎	－	医師により感染のおそれがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	－	医師により感染のおそれがないと認められていること
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること （無症状感染：検体採取日を 0 日として 5 日を経過すること）

※感染しやすい期間を明確に表示できない感染症については（－）としている